

# 利用者権利擁護指針

2018年6月1日  
社会福祉法人よさのうみ福祉会

## 【目的】

権利擁護指針とは、単に法令の遵守と最低基準を守るだけの指針ではなく、利用者の基本的人権を侵害することなく、利用者一人ひとりの願いに応えるため、職員の専門性と倫理観を高めるための行動指針です。

## 【大切にしたい視点】

- ① 基本的人権を尊重し、あたりまえの暮らしとはどういうものか考えます。
- ② 利用者の願いと生活実態を知り、一人ひとりの立場にたったより良い支援を考えます。
- ③ 利用者・家族の思いに共感し信頼関係を築きます。
- ④ 利用者の今後の暮らしについて一緒に考えます。

## 【具体的な内容】

### ① 丁寧な対応

- ・基本的に「〇〇さん」と呼びます。
- ・利用者にわかりやすい言葉を使います。
- ・対応するときは足を止めて利用者の顔を見て話を聞きます。
- ・常に所在と安全に気を配り、様子と体調に変わりがないか気かけます。
- ・より良い支援が出来るよう学習に努めます。

### ② 人権の尊重

- ・障害の程度・状態・能力・性別・年齢等で差別をせず対応します。
- ・利用者の中で差別的な障害の呼称・状態を表す用語は使いません。
- ・障害のために克服が困難なことを本人の責任とせず、支援方法を一緒に考えます。
- ・利用者に対して偏見や先入観をもって接することはしません。
- ・利用者の言葉や動作等の真似をしたり利用者の行為を嘲笑したり、軽蔑した言動はしません。

### ③ 利用者の主体性の尊重

- ・行動を決めることを押し付けず説明と提案を行い、最良の方法を一緒に考えます。
- ・取り組みや行事には計画段階から利用者に伝え協議し、利用者が主体的に参加できるように努めます。
- ・利用者の個人的な好み・嗜好を尊重しつつ、その場に合った適切な対応をします。